

## 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な基本的な考え方 対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」）では、基本理念として「いじめの芽ほどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」「全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること」「いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

○ いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

○ 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

#### (2) 学校の方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、基本的な方針を定めます。

また、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止のための対策を講じます。

### 2 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（\*1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

○ いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

\*1 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該生徒と何らかの関係がある生徒を指します。

○ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。

○ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○ 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ（\*2）」「多様な背景を持つ生徒（\*3）」「東日本23大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

\*2 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

\*3 「多様な背景を持つ生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、生徒の家庭での過重な負担、外国人生徒等）などにある生徒のことです。

### 3 いじめの内容

（具体的ないじめの態様）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為（\*4）として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相

談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会（\*5）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

\*4 いじめの事例のうち「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）  
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。 など

\*5 「学校警察連絡協議会」とは、生徒の非行防止等に関して協議を行う場として、学校や教育委員会と警察とが参加する組織のことで、地域によっては、「生徒指導連絡協議会」「生徒指導担当者会議」等の名称で開催しています。

### （いじめの要因）

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因として、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱者を攻撃することで解消しようとする）②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）③ねたみや嫉妬感情④遊び感覚やふざけ意識⑤金銭などを得たいという意識⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育

成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。  
(いじめの解消)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 4 重大事態について

(重大事態の定義)

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

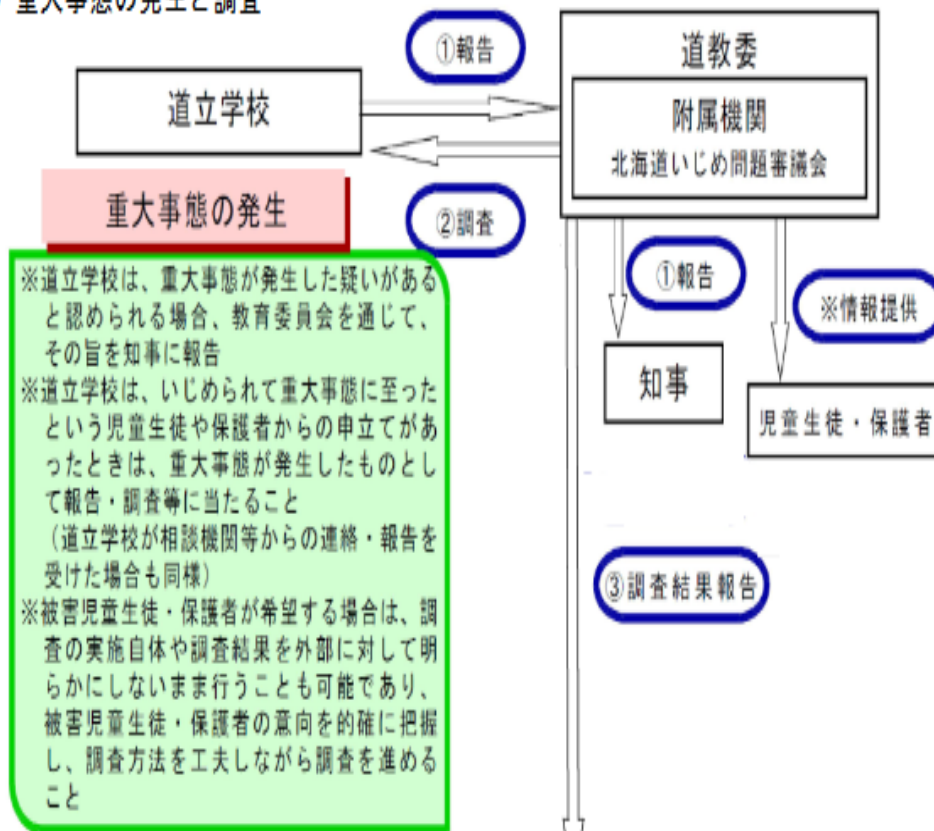
上記「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当します。また「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

(道立学校における重大事態の発生と調査)

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査



○ 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして対応する。

○ ②の調査は、事実関係を明確にするために行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。

○ 情報提供については、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報

を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

○ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

○ 道教委は、この調査が迅速かつ適正に実施できるよう調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを整備する。

○ 道立学校や道教委は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## 5 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(いじめの防止)

学校においては、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。また、学校は生徒に対して、傍観者とならず「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(道立高校における取組)

○ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。

○ 生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。

○ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。

○ 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

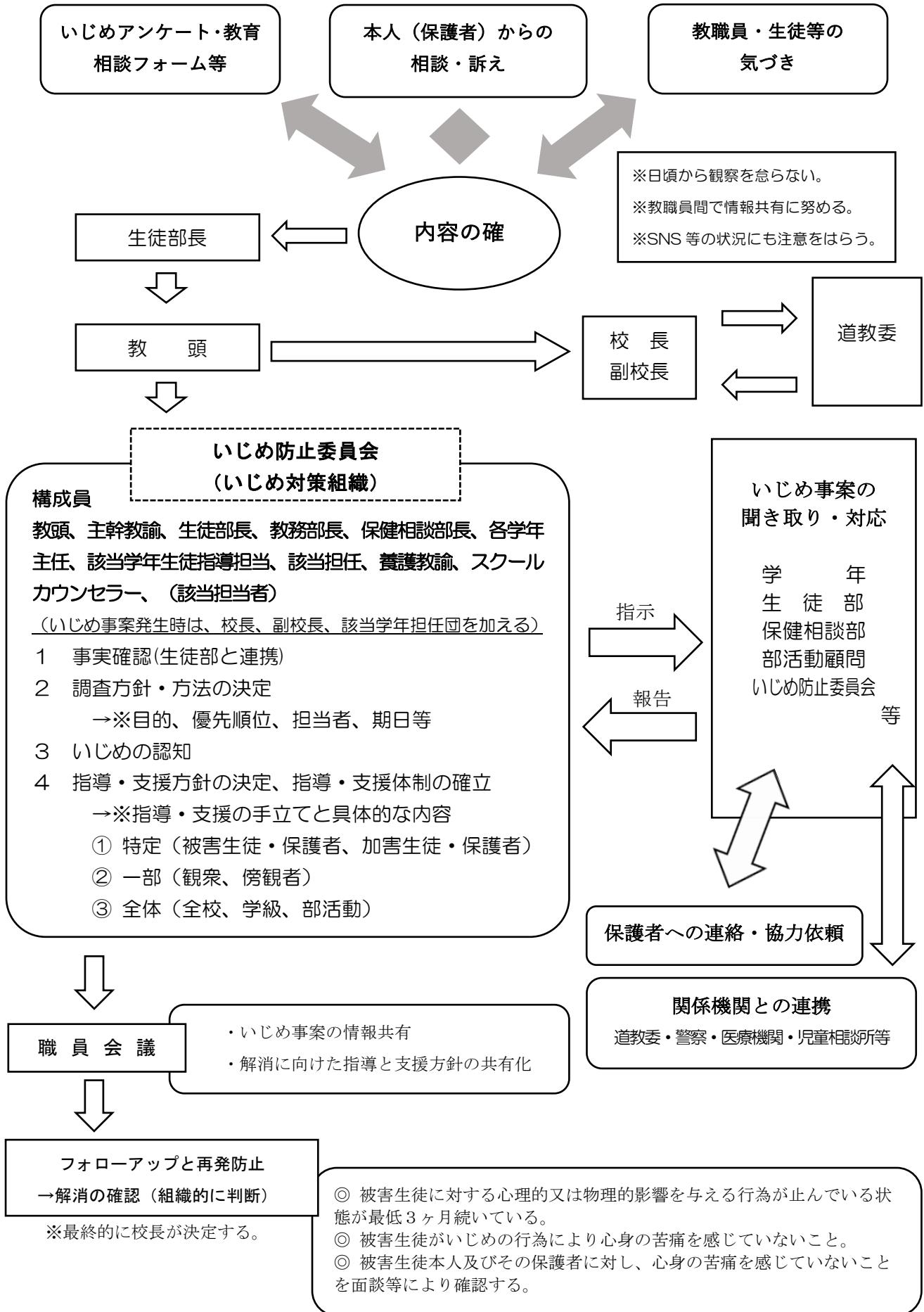
○ 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。

○ 道立学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(主な取組)

- ・ 弁護士、警察官経験者等の外部専門家を活用した生徒を対象とした講演会等の開催
- ・ P T Aを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
- ・ 地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
- ・ 他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座、生徒指導研究協議会等の研修会への教職員の参加など

## 6 いじめ対応の流れ



## 7 本方針の周知・理解、点検・見直しについて

### (1) 周知・理解

各年度の開始時（ホームルーム、入学式、PTA 総会等）に、生徒、保護者、関係機関等に本方針を説明する機会を設けます。また、本校ホームページに掲載し、閲覧について周知するなど、生徒、保護者、地域住民が本方針の内容を容易に確認できる環境を整備します。

### (2) 点検

生徒や保護者、地域住民から意見を取り入れるための項目を学校評価アンケートに取り入れ、Google フォームや楽メ（生徒、保護者、教職員の一斉メール）を活用した集約を行います。また、教職員を対象に「いじめ対応ガイドブック（コンパス）」を活用した校内研修を行い、自校の実情に即し適切に機能しているか確認します。

### (3) 見直し

いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、生徒、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て見直しを進め、次年度の取組に活かします。

## 8 年間指導計画

目 標	<p>1 いじめの未然防止 「堅忍不拔」「自主自律」の校風のもと、互いに異なる個性や人格を認め合い、尊重する社会的資性を養う。</p> <p>2 いじめの早期発見 情報の共有、迅速な対応、保護者・関係機関との連携に努め、早期発見を図る。</p> <p>3 いじめに対する対応 「いじめ防止委員会」を中核として、いじめに関する事実を確認し、的確に対応するとともに、保護者・関係機関と連携を図り、再発防止に努める。</p>	<p>具 体 の 取 組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規範意識、帰属意識を高める集団づくり</li> <li>・人権尊重意識の高揚を図る場面づくり</li> <li>・言語活動充実によるコミュニケーション能力の伸長</li> <li>・社会体験、生活体験、主体的な生徒会活動の推進、情報モラル教育の実施</li> <li>・いじめアンケート、個人面談、教育相談、スクールカウンセリング、いじめ相談ダイヤル、ネットパトロール</li> <li>・HP等で情報発信</li> <li>・報告・連絡・相談の徹底</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>
年 間 計 画	<p>学校基本方針の説明（4月）                      いじめアンケート（5月・10月・1月）</p> <p>取組評価アンケート（7月、2月）              いじめ防止委員会会議（5月・10月・1月、随時）</p> <p>ネットパトロール（毎月1日・15日）</p> <p>校内研修、情報共有（随時）個別面談（学年の計画による）</p>	
委 員 会	<p>（名 称） いじめ防止委員会（いじめ対策組織）</p> <p>（構成員） 教頭、生徒部長、教務部長、保健相談部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー</p> <p>（役 割）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの相談・通報を受け付ける窓口</li> <li>○ いじめに係る情報の収集と記録及び迅速な共有を行う</li> <li>○ いじめであるか否かの協議、原案提示を行う</li> <li>○ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するための対処プランを策定し実行する</li> <li>○ 「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめの未然防止・早期発見・事案対処マニュアル」を策定し、具体的な年間計画の作成、検証・評価・修正を行う</li> </ul> <p style="text-align: right;">等、いじめ事案対応の中核を担う組織とする。</p>	

(保護者向け資料)

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道札幌南高等学校 令和8年(2026年)4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは?

一定の人間関係にある他の生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、いじめ防止委員会(いじめ対策組織)で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断はいじめ防止委員会(いじめ対策組織)により判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

北海道札幌南高校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校HPを 御覧下さい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 いじめの防止等に関する基本的な考え方</li> <li>2 いじめの理解</li> <li>3 いじめの内容</li> <li>4 重大事態について</li> <li>5 学校におけるいじめの防止等に関する措置</li> <li>6 いじめ対応の流れ</li> <li>7 本方針の周知・理解、点検・見直しについて</li> <li>8 年間指導計画</li> </ol>
北海道札幌南高校 いじめ対策組織 の役割や活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 名称 いじめ防止委員会 (いじめ対策組織)</li> <li>2 構成員 教頭、主幹教諭、生徒部長、教務部長、保健相談部長、各学年主任、 該当学年生徒指導担当、該当担任、(該当担当者)、養護教諭 スクールカウンセラー  (いじめ事案発生時は、校長、副校長、該当学年担任団を加える)</li> <li>3 活動内容 ①学校いじめ防止基本方針の策定 ②取組の企画・検証・評価</li> </ol>
本校の いじめ防止 プログラムの活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規範意識、帰属意識を高める集団づくり</li> <li>・人権尊重意識の高揚を図る場面づくり</li> <li>・言語活動充実によるコミュニケーション能力の伸長</li> <li>・社会体験、生活体験、主体的な生徒会活動の推進、情報モラル教育の実施</li> <li>・いじめアンケート、個人面談、教育相談、スクールカウンセリング</li> <li>・いじめ相談ダイヤル、ネットパトロール</li> <li>・HP等で情報発信</li> <li>・報告、連絡、相談の徹底</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。  
相談窓口としていじめ防止委員会(いじめ対策組織)を設置しています。  
令和8年度の北海道札幌南高等学校のいじめ対策組織担当は、教頭または副校長です。  
連絡先011-521-2311(学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話	(電話)	011-221-5297

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

### 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
自殺関与 (刑法第202条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

### 学校での被害生徒への支援、加害生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、生徒に必要な支援や指導を行います。

被害生徒への支援	加害生徒への指導・支援
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被害を受けた生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、生徒に寄り添える体制を構築します。</li><li>○ スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。</li><li>○ 生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。</li><li>○ 特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。</li></ul>

#### 〔家庭との連携について〕

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 北海道札幌南高等学校のいじめ問題に関する相談窓口は、教頭または副校長です。担当の他、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。  
連絡先011-521-2311(学校代表電話)
- 学校は、いじめに関する相談は、全ていじめ防止委員会(いじめ対策組織)で情報共有し、速やかに対応します。

いじめ防止  
対策推進法



[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)

北海道いじめ  
防止基本方針



[http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/ijime\\_program/R5bo\\_ushikihonhoushin.pdf](http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/ijime_program/R5bo_ushikihonhoushin.pdf)

北海道いじめの  
防止等に関する条例



[https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/1/0/3/7/4/0/6/\\_/01\\_ijimeboushijourei\\_zenbun.pdf](https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/1/0/3/7/4/0/6/_/01_ijimeboushijourei_zenbun.pdf)